

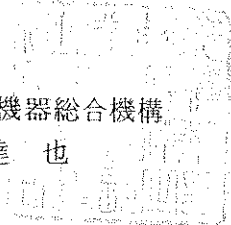


香川県収受 至第19319号	
処理期間 23.7.-4	閲覧
月日	分類記号 SL1950009601

薬機発第0630002号
平成23年6月30日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也



「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等手数料について」の改正について

標記について、別添のとおり関係団体に通知しましたので、お知らせします。



薬機発第0630001号
平成23年6月30日

別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 近藤 達也

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」
の一部改正について

平素より、当機構が実施している業務につきまして、格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、医薬品・医療機器薬事戦略相談事業の実施に伴い、当機構から発出しております「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う審査等の手数料について」（平成19年3月30日薬機発第0330001号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）につきまして、平成23年7月1日から下記のとおり改正いたしますので、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 「2. 手数料の振込について（1）」中の「なお、郵便局から振り込むことはできません。」の記載を削除します。
2. 「4. 還付の取扱いについて（2）」中の「医薬品治験相談手数料及び医療機器治験相談手数料」の記載を「医薬品治験相談（医薬品戦略相談を含む）手数料及び医療機器治験相談（医療機器戦略相談を含む）手数料」に改めます。
3. 別表「還付の取扱いについて」を次の下線の箇所のとおり、改めます。